

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

巻頭言「最近思うこと⑭」／蟹江宣雄	1
Report 13 英国における公益法人改革に学ぶ	2
Report 14 インターネット時代に広報誌は必要か	4
TOPICS 学術をめぐる動向と日本学術振興会	6
わが財団の表彰事業 ⑫ サントリー文化財団	8
北から南から—会員財団だより—	10
インフォメーション／研修懇談会レポート／ 編集後記	12

巻頭言「最近思うこと」⑭ トヨタ財団での新しい試み

(財)トヨタ財団 常務理事
蟹江^{かにえ}宣雄^{のりお}

トヨタ自動車が29年前に設立したトヨタ財団に入って、もう2年を数えた。財団の設立にあたってリーダーシップをとられたのは、現在、トヨタ自動車の最高顧問でありトヨタ財団評議員の豊田英二氏と、日本フィランソロピー協会会長でありトヨタ財団評議員の林雄二郎氏である。両氏は、財団初代の理事長および専務理事として、存分に活躍されトヨタ財団の骨格を形づくられた。林雄二郎氏は、企業財団としてのトヨタ財団の運営面においては大変腐心され、財団としての自主性確立に向けて豊田英二氏との絶妙の信頼関係のもとに、着々と実績を積み重ねた。

財団は、研究助成、市民社会、東南アジアなど、主として3分野で確固たる地位を確立することができた。これは、財団自体の努力もさることながら、助成先や選考委員の先生方などいろいろ関係していただいた方々のお引き立てのおかげであると思う。また、日本の財団では珍しい「プログラムオフィサー」という専門職制度の採用も、財団の地位確立に大きな役割を果たした。初期のころは試行錯誤もあったと聞くが、「プログラムオフィサー」はプログラムの開発、維持、運営、モニタリングに大きな貢献をした。

しかしながら、どのような組織でも設立以来30年近くになると、制度面での疲労が生まれるという。当財団も、職員は20名を超えるが、新しく入団した人々が増えてきて、財団設立直後の使命感、熱情など大切なインスティテューショナルメモリーの継承がされなくなっ

てしまった。また、それを学ぼうとする意欲にやや欠ける面や、「プログラムオフィサー」の資質についての理解が十分ではない面も出てきているように思う。これは育成を怠った、マネジメントやベテラン職員の責任でもある。プログラムも複数の分野にわたるが、その間の重複がみられるようになり、見直しが必要となってきた。資産の運用に依存している財団の財政も、ここ10年続いてきた低金利時代のため、トヨタ自動車からの大幅な支援にもかかわらず、厳しい局面を迎えるようになってきた。

本年10月には財団設立30年を迎える。財団は昨年の理事会で、2つの組織を立ち上げた。1つは「30年史編纂委員会」であり、もう1つは「構想諮問委員会」である。財団の歴史を振り返り未来に向かって発信する「30年史」、財団の資産・職員・プログラムといった経営資源を踏まえた「中長期構想、すなわちビジョン」、それらを2～3年の時限で検討していく。2つの委員会とも、財団の有能な職員とともに、外部の有識者の先生方に、委員に就任していただいた。検討に際して大切なことは、財団として「変えてはならないもの」と「変えるべきもの」との峻別である。

私は、この試みを単にトヨタ財団の内部だけのため、とは思ってはいない。広く社会に発信する中で、現在苦境にある日本の非営利組織のために、役立てていただきたいと思っている。皆さま方の、温かいご支援を心からお願いしたい。



英国における公益法人改革に学ぶ

—非営利部門の発展が社会繁栄のために必要不可欠—

(財)助成財団センター

理事 参与

みやかわもりひさ
宮川守久

現在、日本では100年ぶりに公益法人制度の抜本的改革が検討されているが、たまたま時を同じくして英国でも400年ぶりに公益団体(チャリティ)に関する法制度の改革が同様に検討されている。このため、昨年8月公益法人協会主催の訪英ミッションに参加して、チャリティ法改革に関係する各機関を訪問、検討の進捗状況や問題点につき調査を行ったが、その際特に感銘を受けた点につき、紹介することにした。



1. 制度改革に関する基本的な取り組みにおける日英の違い

(1)官民こぞってのコンセンサスの形成

日英の違いの第1は、今回の制度改革の前提として、「非営利セクターの健全な発展が、民主主義社会の繁栄のために必要不可欠である。チャリティの健全な育成強化こそが、社会全般(寄付者、納税者、その他の利害関係者を含めて)の非営利セクターに対する信頼を高め、民間の寄付や助成金・政府資金のセクターへの流入を促し、その結果英国における公共の福祉と社会の発展がもたらされる」という点について、“官民こぞってのコンセンサス”が形成されていることである。

(2)民主導による改革

違いの第2は、現在の改革論議は、かねてから民間セクター側が主張してきたことが、今回政府により取り上げられたもので、あくまで民によりスタートした“民主導の改革”であり、そこには民間セクター側の強い参画意識と制度改革の推進に関する強烈な自負が感ぜられたことである。

(3)常に民意を問う、開かれた改革

民間の専門家も参加した現場調査やヒアリングを積み重ねて作成された提言に対して、広く一般からの意見が公募された。

これに対し各方面から1,084件の意見が寄せられ、その1つひとつを法律や会計の専門家が分析判断し、さらに50回以上のヒアリングを経て、政府とし

ての検討結果の詳細と最終方針が公表されている。

(4)すばやい対応、着実なペースの進行

英国における制度改革の歩みは、各ステージごとにすばやい対応を行った結果、

- ・2001年7月；
内閣府戦略ユニット検討開始
 - ・2002年9月；
内閣府戦略ユニットによる提言公表
 - ・2002年12月；
パブリック・コメント締切
 - ・2003年7月；
政府の検討結果・方針の公表
 - ・2003年12月；
チャリティ法のドラフト策定(予定)
- と、2005年の新制度発足の目標に向けて着実なペースにより、進行している。

一方、日本では、2003年3月末をめどに策定されるはずの「抜本的改革の基本大綱」が結局見送られて、6月に政府の「基本方針」が発表されたものの、まったく玉虫色の問題先送りの内容になっている。

(5)制度改革に先立つ寄付税制改正

さらに重要なことは、この制度改革論議に先立って、ゴードン・ブラウン財務相の強力な指示の下に、財務省の主導で2000年4月に寄付税制上の改革を行い、トニー・ブレア政権がチャリティの育成を最優先課題の1つと考えていることを明確なメッセージで国民に伝えたことである。すなわち、税制改正の背景としては、「現政権が公約した政策目標(ターゲ

ット)を達成するためには、『寄付(Giving)とボランティア活動(Volunteering)』が不可欠であり、そのためにはチャリティに対し税制面でのインセンティブを与えることが絶対必要である」との判断による基本方針の決定がある。

それで、まず2000年4月に、要求していた民側が“予想以上の成果”と驚くほどの内容で財政法を改正して、

- ①英国独特の継続的誓約寄付(Covenant)の廃止、
- ②単独寄付(Gift Aid)、給料天引き寄付制度(Payoff Giving)の金額的制限の撤廃、
- ③給料天引き寄付に10%の政府補助金の支払(3年間の特例措置、現在延長中)、

を実施し、その延長線上の第2弾として法制度の改革をスタートさせたのである。

2. チャリティ側の強い自覚と自律性

今回の制度改革が、“チャリティによる最大限の能力発揮のための法律・指導監督両面の枠組みづくり”という官民こぞってのコンセンサスのもとで進められている一方で、この改革の当事者であるチャリティ側にも、ガバナンスの強化や(情報開示、透明性を含めた)説明責任を徹底することにより、社会全般の持続性のある厚い信頼を獲得することなしには、自分たちの繁栄はありえないという強い自覚と自律性がみられる点に注目すべきである。

例えば、今回の制度改革により、チ

ャリティ委員会がチャリティ資格を付与するための公益性チェックのプロセスとして、次の3段階のテストを行うことになる。

第1段階 設立目的(使命)における公益性:これは、設立目的が、列挙された12項目のいずれかに該当するか否かの形式的なチェック

第2段階 社会的普遍性における公益性:これは、事業活動による受益者がどの程度の社会的な広がりを持っているかの具体的なチェック

第3段階 個別事情における公益性:これは、特殊なケースで、前2者のテストに加えて、裁量による個別判断を下すための個別的なチェック

従来は、設立目的が「貧困からの救済、教育の振興、宗教の普及」のいずれかに合致する限り、社会的な公益性の存在が法的に推定され、申請者側で格別挙証する必要がなかった。ところが、内閣府戦略ユニットの提言によれば、今後はすべての設立目的につき、第2段階のテストに対応して事業活動の社会的普遍性を具体的に証明しなければならないことになった。このようなチャリティにとっての規制強化が、“実は規制当局側の意向ではなく、むしろチャリティ側の強い要望や支持による”ものである点に注目したい。

これは、チャリティ側の自助努力により、疑わしいものを排除することによって、このセクターに対する社会の信頼を高め、より強固なものにすることが重要であり、自分たちは正当な公益活動を行っている以上、何ら困難な障害はないとの自負の現れでもある。

さらに、今回チャリティによる募金活動の規制強化に関して、6項目の提言がなされている。通常であれば、このような規制強化には当然現場の反撥が予想されるところであるが、むしろ一般からの批判の多い街頭募金や戸別訪問、出来高

制の募金業者などの規制方法が不十分であり、各地方自治体・関係諸機関による統一的な規則の制定を求めたのは民間セクター側であるとのチャリティ関係者の説明であった。このあたりにも、悪質または迷惑な募金行為を自ら排除しようとするチャリティ側による自律性の意識の高さが窺われる。

3. 小規模チャリティの立場と主張

今回の内閣府戦略ユニットによる65項目の提言の中で、最も反響を呼んだのは、現行の『小規模チャリティの登録義務免除最低限度額の年収1,000ポンドから1万ポンドへの引き上げ、および任意登録制度の廃止』であった。

戦略ユニットとしては、情報公開や監視機能の強化、およびチャリティ・登録機関両者の事務ロード軽減の双方を考慮して、年収1万ポンド未満の小規模チャリティについては(任意登録制度の廃止を含めて)一切登録不要にするとの趣旨であった(登録不要の小規模チャリティの場合でも、もちろん非課税措置の適用はある)。

ところが、この提言(特に、任意登録制度の廃止)に最も反発したグループは、ほかでもない当の小規模チャリティ自身であった。

これは、非営利団体がチャリティとしての資格付与を求める理由が、単に非課税という財政的側面にとどまらず、その公益性に基づく社会的な活動が公的機関に認知されたという事実こそが、チャリティとして活動する上で(資金提供者・地方自治体当局・銀行など)世間一般からの社会的信用を得るために、必要不可欠と考えているからにほかならない。『登録チャリティ』というステータスは、その意味で“公のお墨付き”であり、“名誉のバッジ”なので、たとえ登録義務が免除されていても、任意登録を望むからこそ、制度廃止に猛反対したわけである。

政府としては、このような小規模チャリティの立場と主張を斟酌して、最終的

には5千ポンドに登録最低限度額を設定するとともに、民間セクター側からの強い要望に応え任意登録制度の存続を考えている。この結果、多くの小規模チャリティは、任意登録の道を選択するものと予想される。

4. 市民社会における改革のあり方

今回の訪英調査では、チャリティの定義や公益性概念の見直し、チャリティに関する登録、助言支援、監督規制などすべての機能を一元的に管轄する独立した総合専門機関としてのチャリティ委員会制度、チャリティにおけるガバナンスの強化、情報公開や透明性の強化による寄附者のみならず社会一般に対する説明責任の徹底など、今後わが国において公益法人制度の抜本的改革を進める中で参考として学ぶべき点が多かった。

しかしながら、今回特に強烈なインパクトを受けたのは、①提言を取りまとめた内閣府戦略ユニット、非営利セクターに対する財政的支援の推進と寄付税制の活用を積極的にキャンペーンする財務省はじめ、内務省、チャリティ委員会などの政府関係訪問先担当者の民間セクターに対する期待と協力の姿勢、②全国ボランティア組織協議会(NCVO)などの主要なチャリティ関係団体における“民主導の改革”にける意気込みと熱意、高い参画意識と自負、③チャリティ委員会フライス前委員長やスコットランド・チャリティ制度改革諮問委員会マクファーデン委員長の信念に満ちた経験談など、制度改革を支える“市民社会の心”の一端に触れることができた点である。

一方、わが国では、従来公益法人の創意に満ちた自由な行動と発展を阻害してきた主務官庁による縦割り行政と個々の裁量による指導監督の弊害は大きい。しかしながら、果たして公益法人側もこのような自覚と誇りと自信をもち、真のガバナンスを発揮し、また社会に対する説明責任を尽くしてきただろうか。

こんなところに、市民社会における成熟度、歴史の差が、現れてくるのだろう。

インターネット時代に広報誌は必要か

ー広報セミナー「助成財団からの情報発信(3)」よりー

(財)性の健康医学財団

総務部長

かわさきたけひこ
川崎猛彦



与えられたこの課題を前にして、しばらく考え込んでしまった。というのは、この広報セミナーの企画に参加されていた日経新聞の故青柳潤一氏とは、長年にわたって「電子メディア時代に新聞や出版物は生き残れるだろうか」といった議論を何度もしてきて、なかなか結論がみえなかったからである。あらためて広報活動とメディアの役割について、天国から青柳氏が見直してみるよい機会を与えてくれたのではないかと思い直して、つたないけれども、いま考えられる視点を、整理してご報告したい。

何のために広報誌を発行するのか

結論から先に申し上げるならば、いささか常識的になるが、それぞれの財団の実情に応じて、紙メディアと電子メディアの特性を見据えながら、広報活動の棲み分け、共棲を行うことが肝要だ、ということになるだろう。

紙メディアについてみると、この際「なにを伝えるために、また、誰のために、どの頻度で、どういう形の広報誌を発行するのか」の検討をし直すことが必要となるだろう。その上で、「広報誌はぜひとも必要だ」という認識を、読者たるステークホルダの意見をも聴取しながら、当該財団の関係者全員が再確認することも必要になるように思われる。

というのは、広報誌を出すには、企画の立案から、取材・執筆、原稿の依頼、編集作業、印刷・製本、発送・頒布、在庫の管理にいたるまで、多くの時間と人手、経費を要することは、みなさんが実感しておられることだと思う。人手がない、予算がない、しかし広報せざるを得ないというのが、多くの財団の抱えているここ10年くらいの課題ではなかろうか。

これがホームページ(HP)の場合、広報メッセージの内容にもよるが、作業を財団職員で一部内製化してさえあれば、その発想から発信までの時間は即時であるし、経費は少なくて実現でき、労せずしてグローバルに行き渡るからである。公益法人については、2001年の行政

改革大綱等によって、業務・財務等の情報公開のためにHPを開設することが国から義務づけられたこともあって、どの財団においても充実させていく方向にあるだろう。

財団の広報活動のあり方を探る視点

冒頭でも触れたが、「インターネット時代に広報誌は必要か」という問いかけは、実に多義的な設問であって、単に棲み分ければよいとの答えでは、正解になっていない。つまり、財団はなぜ広報活動をしなければならないかの基本的な検討がなされない限り、過程を抜きにして答えだけを書いたことになる。例えば、ここ数年の公益法人・助成財団をとりまく状況の急激な変化のなかで、「費用対効果」「目標と評価」といったことが激しく飛び交っているように、どこの財団でも、その広報活動は、根源的な見直しが迫られているのである。

そこで、財団の広報活動のあり方を探る場合、少し広い視野から、「広報とはなにか」という基本に立ち返る必要があるだろう。困ったときは、歴史から学べ、温故知新である。そこで、先行する自治体や企業の広報活動の歴史から、財団にとって「広報とはなにか」を振り返ってみたい。

意外と思われるかもしれないが、日本における広報・PRの活動は、広告や宣伝と違って、わずか60年弱の歴史しか

ないのである。例えば、広報・PR、パブリックリレーションズということばは、戦後改革で、GHQによって国や自治体に初めてもたらされた経緯がある。タックスペイヤーたる住民に対して行政の目標や政策をよく理解してもらい、また、住民の意見を行政に適切に反映させるために導入された。すなわち、行政における「広報と公聴」とが基本にある。1963年には、企業広報に先立って、こうしたガバメント系の社団法人日本広報協会が設立されている。今日、都道府県のなかでHPを開設していないところはない。日ごろ、住民からの批判にさらされているためであろうが、行政のPR活動のなかには公聴を大切にするとところが多く、財団でも学ぶべき側面は多い。

企業関係では1964年にPR専門会社の日本PR協会ができ、その後、1970年代にかけて大企業に広報部が続々とでき、第2次オイルショック前年の1978年には、企業批判に対応することを目的として財団法人経済広報センターが設立されている。企業の広報活動の基本は、広報の原語であるパブリックリレーションズにあり、社会に企業活動を理解し、信頼してもらう活動を行うことにあられると思われる。

われわれ財団の広報活動も、これら行政や企業の広報・公聴と同じく、社会にその存在や事業活動を認識してもらい、信頼してもらうことにあるとい

えるであろう。

企業広報の最近の変化

数年前のことであるが、ある外資系製薬会社の広報部の方と名刺交換をしたとき、裏はCooperate Communicationとなっていた。従来、広報部はPublic Relationsであって、パブリシティなどのメディア対応、広報誌の発行などに仕事が限られており、広告を出す宣伝部などとは峻別されていた。これに対し、コーポレートコミュニケーションでは、株主、消費者、取引先、社員、地域住民などを対象とし、その活動は、広報・公聴、広告・宣伝、文化活動、社会貢献、環境対応なども含めた、企業のあらゆる部分におけるコミュニケーションの円滑化を目的とする概念に変化していた。最近の日本の大企業における事例では、従来のような広報部という名称を用いずに、「コーポレートコミュニケーション（CC）本部」と称して、さらにスポーツ大会、冠イベントや消費者クレーム対応をも包摂しているところも出てきている。

企業側の情報をプレスリリースなどで発信し、既存のメディアを通じて消費者に伝達するというトップダウンの流れが「広報」であったものが、双方向の電子メディアの発達によって、消費者などからの意見は、広報部をとわず、直接担当部課に到着するように変化してきている。今日、新聞やTVが、消費者のウェブサイトに掲載された企業や製品に対する批判を追いかけて報道した例は、枚挙に暇がない。こうなると、従来の広報部では手の打ちようがない。これを、双方向の電子メディアの発達による「広報の中抜け」現象というが、今後、新しい情報環境の中での広報の役割を明瞭に示さないと、企業の広報部は旧型マスコミ対応の「窓際セクション」になる危険性があるとも指摘されている。

企業の広報部のこのような変容が、助成財団の広報活動にどのような反響をもたらすのか、正直のところ、まだ予測はつかない。ただ、はっきりいえることは、

電子メディアが誰でも簡単に駆使できる初めての双方向のコミュニケーションであるということを、正確に認識することであろう。加えて、マスコミ対応のための広報誌を発行することは、企業では後退しつつあるという事実である。

インターネット時代の広報誌の役割

メディア多様化の中で、新聞離れ、書籍離れにみられる「活字離れ」の現状は厳しいものがあるが、依然として、活字情報のもつ思考喚起性、信頼性、保存性、情報の一覧性、接触・携帯容易性などから、広報誌などの活字印刷メディアの重要性は、当分は不変であろう。「活字中毒」に近い私などは、文字情報のもつ思考喚起性にどっぷりと浸っていたいのが正直なところである。

しかしながら、印刷という伝統的なメディアだけを使った財団のこれまでの広報活動に対して、インターネット時代における広報活動は、明らかに異なった独自の編集活動をする工夫が求められている。

例えば、私は人の話を記憶するのに依然として筆記道具でメモしているが、研究会でも記者会見でも、PCにそのまま入力する人たちが増えてきた。サイバー空間とのつきあい方で、人の思考や記憶の様式は確実に変化していくであろう。

昭和30年代にテレビが出てきたときに、映画は生き延びられるか、ラジオ局はつぶれないかという議論があったが、今日でもそれらは何とか共棲しているし、メディアは変容するだけで、消滅はしないともいわれてきた。ところが、インターネットに象徴されるデジタル情報技術は、単に新しいメディアがでてきたということにとどまらず、既存のメディアの特性や機能を吸収し、また、新しい特性と機能を付加しつつ、すべてを収斂しつつある。

しかしながら、現在、どの財団でも、ステークホルダの多くは中高年の方々が圧倒的であり、デジタル・デバインドを避けるためにも、紙媒体たる広報誌の役割

は従前どおり不変であるといって差し支えないであろう。

もっとも、これから先のデジタル世代がステークホルダになったときは、いつ、どのように変容していくか、みなさんと一緒に研究したい課題である。

広報誌独自の編集活動を

前述の経済広報センターの調査によると、企業広報では、経営環境の変化に伴い、従来、情報の受け手が報道関係中心であったものが、顧客、投資家、取引先等々のあらゆるステークホルダを対象にするように変化しつつあるとする。つまり、マスメディアの向こうに消費者やステークホルダがいるという時代から、直接、各ステークホルダに語りかける方式に変わりつつある。

したがって、一般論を繰り返すことになるが、財団としても、広報誌を何のために発行するのか、誰に対して、どの頻度で、なにを伝えたいのかを明確にすることが、結果的に、読まれる広報誌を編集するポイントになるだろう。

電子ウェブの特性の1つである双方向性を広報誌で取り入れるとすれば、例えば、行政の広報誌で住民からのQ & Aを頻繁に掲載している例を見習って、寄附をなさる方の意見を掲載することも一考であろう。他のメディアのもつ企画から、アイデアを取り入れる工夫も可能だろう。

デジタル環境のなかで、テキストファイル、PDFの活用など、印刷媒体とウェブ媒体との連携プレイは、大いに活用していくべきであろう。その際、印刷物が先か、HPが先かは、それぞれの財団活動の特性に合わせて決めればよいと思われる。

結論として、インターネットの自由な利用形態は、従来の媒体特性を凌駕するものとして、今日、広報活動に十分に活用すべき可能性を示しており、これと活字媒体とを有効に組み合わせ、メディアミックスの相乗効果を念頭に、広報誌独念・意識と技術を必要としていると思われる、といえよう。

学術をめぐる動向と 日本学術振興会



日本学術振興会
研究事業部長

みやじま かずお
宮嶋和男

助成財団センターでは「研究助成の見直し」をテーマにシリーズで研修懇談会を開催しているが、2回目は去る9月25日に、日本学術振興会の宮嶋和男部長を招き、『学術をめぐる動向と日本学術振興会』のテーマでご講演いただいた。質疑を入れて3時間に及ぶ話の中から、①内閣府に総合科学技術会議が設置されたことにより、日本の科学技術に関する行政体制がどう変化したか、②競争的資金の改革と拡充、③科学研究費補助金：最近の主な改善、④日本学術振興会の事業概要、以上4点をご紹介します。（文責：編集部）

総合科学技術会議の設置

近年、わが国の学術をとりまく状況は大きく変わってきている。内閣府に総合科学技術会議が置かれ、①国としての戦略策定、②予算・人材等の資源の配分方針、③国家的プロジェクトの評価等を行っているが、その影響力は大きいものがある。総合科学技術会議は、わが国全体の科学技術を俯瞰し、省庁の枠を超えて広い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画・立案および総合調整を行っている。各省庁は、総合科学技術会議の提言に乗って予算を増やしたり制度を改善したり、ときにはある意味で抵抗勢力になったりしながら科学技術政策が展開されている。特に、競争的資金や学術環境の整備については関心が高く種々の提言がなされている。それらを踏まえ、例えば、文部科学省では、科学技術・学術審議会において、国の政策をどう生かすかということについては議論しながら政策の実施につなげている。

政策としてトップダウンで決められる重点分野については、大きな予算がついてくる。その実施機関は主に国立試験研究機関（独立行政法人化された研究機関）、特殊法人等であったが、近年は大学にも配分がされるようになってきており、とかくの議論はあるものの科学技術・学術関係予算が増加していることは喜ばしいことである。

競争的資金の改革と拡充

現在は、第2次科学技術基本計画（2001～2005年）で競争的資金の倍増が打ち出されたことを踏まえ着実な増加の方向にある。2003年度の科学技術関係経費は約3兆6,000億円、このうち競争的資金は約10%である。関係省庁の予算の概要は、文科省2,700億円、厚労省450億円、総務省140億円、農水省80億円、経産省50億円、環境省50億円、国交省6億円となる。

総合科学技術会議は、“改革と拡充”をキャッチフレーズに競争的資金の拡充に尽力する一方、各省に種々の改革を強力に進

めることを求めている。「プログラム・オフィサー（PO）やプログラム・ディレクター（PD）の設置」はその例といえる。

文部科学省においては、競争的な研究環境を整備すべく制度改革を行っている。まず、(1)公正で透明性の高い評価制度を確立し、資源配分に反映させる。(2)プログラム管理者（PD、PO）を設置する。これまでも民間財団ではPO等を置いているところもある。欧米の制度を参考に、わが国においてもこの制度を導入しようとするものであるが、「木に竹を継ぐ」ことにならないよう制度の趣旨等を十分理解した上で実施していく必要がある。日本学術振興会においてもその趣旨を踏まえ、2003年7月に“プログラム管理者”の機能を包含する「学術システム研究センター」を設置した。本センターにおいては、①学術振興に必要な調査・研究、②学術政策の提言、③本会の事業全般にわたる審査・評価などの業務を実施することになっている。研究者のニーズや専門的な視点を事業実施に反映させ、より適切な業務運営が可能になると考えている。さらに、(3)間接経費の拡充に取り組んでいる。科学研究費においては、比較的大型の特別推進研究、基盤研究（S・A）、学術創成研究、若手研究Aに導入された。例えば、1,000万円の科研費には別途300万円の間接経費（30%）がその大学に支給される。

わが国の科学技術関係費は2002年度約3.5兆円でそのうち競争的資金は約3,500億円（10%：その半分が科研費）となっているが、アメリカは総額が11兆円でそのうち競争的資金は3.9兆円（35%）となっており、わが国においても競争的資金をさらに拡充する必要があるということになる。

独創的・先駆的な研究を幅広く支援

各省はその目的を達成するために、種々の科学技術政策・予算措置を展開している。ほんとうの意味の学術振興・科学振興には文化振興同様余裕が必要であり、また、個人のアイディアや意欲がないと発展しない。だから、意欲のある人に、いつでも、どういう金額でも出せるというものを、科研費の中に用意



できればと考えているのである。

科研費は、人文科学から自然科学まであらゆる分野を対象にしているのが特徴であるが、この研究分野を横軸とし、研究種目を縦軸とみることができる。これまで、この横軸と縦軸で学術動向、研究者ニーズに応じてきている。

「特別推進研究」は、研究費がないから世界のトップに立てないということのないようにつくられたものである。過去においては、研究費がないために辛酸をなめた方がおられるが、平均的には年間1億円程度で期間は5年間支援することとなっているが、金額の制限はない。

「特定領域研究」は、グループを組む等の工夫により研究の推進を図るものである。例えば、各大学には天文関係研究者は1人か2人しかいない場合が多いが、各大学の研究者を全国的なレベルでネットワーク化すればバーチャルな研究所をつくることができると考えられる。

「基盤研究」は、人文科学から自然科学まですべての分野を対象にするもので、審査は2003年度から278の分野（分科細目）に分けて行っている。この分科細目は、学術動向等を踏まえ、5年ごとに見直し、10年ごとに大改正を行い学問の進展に沿った形で審査が行えるよう工夫している。この研究種目は、金額によって種目がS（期間5年、1課題5,000万円～1億円）、期間2～4年で、A（2,000万円以上5,000万円以下）、B（500万円以上2,000万円以下）、C（500万円以下）と4つに分けられている。

「萌芽的研究」は、例えば「基盤研究においては単なる思いつき」という評価のものが、この研究種目では「グッドアイデア」として評価がされ、実績がなくてもひらめきのようなもので助成される仕組みである。

「若手研究」は、若手研究者を大切に育てる“いわば苗床”として設けられている。37歳以下の研究者が1人で行う研究を対象として、金額によってA（500万円以上3,000万円以下）、B（500万円以下）がある。

このように科研費は目的・性格に応じて種々の研究種目が用意されているが、これはいわば行政が用意した“既製服”である。先生方は、この既製服に合わせて研究費確保に努めることとなる。

人文・社会科学振興のために

人文・社会科学の振興が叫ばれて久しいが、これまで目に見える施策が立てられてこなかった。科学技術・学術審議会では、「目に見える形のものをつくろう」ということで「課題設定型プロジェクト研究」を提言し、日本学術振興会が事業を担当することとなった。例えば、民族、宗教、精神生活、社会規範や制度をめぐる問題など、現代社会において人類が直面している問題を人文・社会科学の立場からとらえ、答えを出すというプロジェクトを展開し、その成果を社会に発信していくことが期待されている。

21世紀COEプログラム

「大学の構造改革に資するものはなにか」の具体的施策の1つとして、世界に冠たる大学を育てることがきわめて重要であるとの認識のもと、「21世紀COEプログラム」が誕生した。このプログラムは、大学院（博士課程）の専攻等を対象とし、学長を中心としたマネジメント体制の下、どの専攻等をいかにして世界的な研究教育拠点に育成するか、という大学の戦略をまとめて学長が申請するものである。

審査は分野別の審査委員会で行い、2002年度は、生命科学、化学・材料科学、情報・電気・電子、人文科学、学際・複合・新領域の5分野が対象となり50大学113拠点が採択となった。2003年度は、医学系、数学・物理学・地球科学、機械・土木・建築・その他工学、社会科学、学際・複合・新領域、の5分野が追加され、あらたに、56大学133拠点が採択された。2003年度予算額は332億円が計上され、COE形成に必要な経費に幅広く活用されている。

このプログラムは、組織に着目した補助ということ、一方で国立大学の法人化が2004年4月から実施されることもあり、国立大学はもちろん、公私立大学も、自分たちはどういった大学として生き残っていくかということをあらためて考えるチャンスになった。いずれにしてもこのプログラムは、大学はじめ各方面に大きなインパクトを与えた。

研究者養成援助に“スーパーポスドク制度”が登場

日本学術振興会においては、大学院博士課程在学者（DC）および博士課程修了者（PD）で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、DCで月額201,000円（2～3年）、PDで371,000円（3年間）の研究奨励金を支給している。加えて、科研費も支給している。2002年度から“スーパーポスドク制度”（SPD）を設け、月額458,000円を支給するほか、300万円以内の科研費を交付している。特別研究員制度は、2003年度には4,368人の規模に達している。また、2002年4月現在の就職状況を見ると、1994～1995年度までに特別研究員に採用された者の約8割が、大学の助教授・講師・助手（56.3%）や国公立研究所や企業の研究員等（23.2%）に就職・活躍している。

国際交流等

日本学術振興会は、世界各国のアカデミーや学術振興機関との間で締結した協定等に基づき、わが国の研究者とそれらの国々の研究者との共同研究、セミナー、研究者交流等を推進している。例えば、欧米諸国との二国間や多国間の協力、アジア地域を対象としている拠点大学方式による交流や論文博士号取得事業、外国人研究者の招聘事業等、学術の国際交流事業を幅広く展開している。

「サントリー地域文化賞」の25年

日本各地の優れた地域文化活動に光をあてる

(財)サントリー文化財団 主任研究員 こじまた えこ 小島多恵子

「地方の時代」「文化の時代」

昭和50年代、日本の高度成長が終わり、東京一極集中が進む中で、それに対する危惧と反省から、「地方の時代」「文化の時代」を求める声が沸き起こっていた。当時、大平内閣の政策研究会は「田園都市国家構想」を提唱。こうした時代を背景に、昭和54（1979）年、サントリー文化財団が設立され、同年、日本各地の優れた地域文化活動に光をあてる「サントリー地域文化賞」の第1回贈呈式が大阪で開催された。

当時、地方新聞社や自治体が地元の活動を顕彰する文化賞はあったが、全国的な視野で地方の文化を顕彰する賞は、ほかにはなかったのではないかなと思う。そのため、賞の創設にあたっては、当時の財団役員や事務局が独自に知恵を絞り、東奔西走した。その一例が、候補者の選出である。候補は、地元の文化に詳しい地方新聞社に推薦していただくこととし、初年度は事務局が手分けして全国の地方新聞社を訪問し、推薦の依頼を行った。現在は郵送で、毎年1月早々に、全国の地方紙に加え、NHKの全放送局にも推薦を依頼している。

毎年の推薦件数は40件程度。推薦書はA4で3ページにもわたる。推薦書の文中からは日ごろの取材を通じ、地域に根ざした熱気あふれる活動やリーダーの人柄に惚れ込み、賞をとらせたいと願う推薦者の意気込みが伝わってくる。埋もれているすばらしい活動を、より多くの人に知らせ、支援の輪を広げるといふ点で、地方におけるメディアの役割と顕彰活動とは非常に近いものがあるように思う。

広報も賞の一部

当財団では、日ごろより広報活動を重視しているが、顕彰事業の広報には特に力を入れている。外部からの評価は、地元や身内の認識をあらたにし、活動を活性化させる。受賞後、公演依頼が倍増したり、自治体や一般市民の協力が得やすくなり、活動にはずみがついたという報告は、枚挙にいとまがない。だからこそ受賞を幅広く告知する広報活動は、大切な顕彰事業の一部だと考えている。

受賞者が決定すると、6月ごろ、大阪と全国5か所の受賞者の地元で一斉に記者発表を行う。その際、地元では受賞者と事務局が記者会見を行い、ニュースリリースとともに、受賞

者をヴィジュアルで紹介する写真も配布する。リリースの内容は、年々の記者会見を元に追加・修正を行い、現在は、活動の概要に加えて、評価のポイント、同地域内でのこれまでの地域文化賞受賞者なども紹介している。

翌日には、地元で各紙4～6段の大きな記事が掲載され、テレビニュースに取り上げられることもある。全国紙にも受賞者一覧の小さな記事が掲載されるが、推薦新聞社などでは、一面カラーや社説、全面記事で取り上げられることさえある。

授賞式ではなく、贈呈式

7月ごろに開催する賞の贈呈式には、推薦担当者も招待している。当方で旅費も用意する。受賞者とともに喜んでいただき、贈呈式のようなものを地元紙でお伝えいただいている。会場には、受賞団体の活動を紹介する展示や装飾を施し、受賞者関係者、これまでの受賞者、行政、報道関係など約300人を招待している。近年は、地域文化に対する自治体の関心の高まりを反映して、受賞者の地元首長や教育長のご出席も目立つ。

当日は、理事長が正賞の桶と副賞200万円を贈呈し、受賞団体代表者が1人ずつあいさつを行う。その後、記念パーティに移り、受賞者の活動紹介として、踊りや太鼓、合唱など、受賞の喜びにあふれるパフォーマンスがはなやかに披露される。

なお、余談ではあるが、第1回目のセレモニーを「授賞式」としたところ、初代理事長の故佐治敬三が、「授けるんやない、いただいちゃらんやから、贈呈式や」と大喝、以来、当財団では「贈呈式」と呼びならわしている。

選考委員のよき独断と偏見

賞の選定に関しては、選考委員のよき独断と偏見にゆだねることで、民間財団ならではの自由な独自性を発揮できていると自負している。選考委員は、卓抜な文明論を展開されてきた国立民族学博物館顧問の梅棹忠夫氏を座長に、建築学の藤森照信・東京大学教授、詩人の佐々木幹郎氏ら多彩な顔ぶれである。初期の選考委員には、作家の開高健氏や元経済企画庁長官の堺屋太一氏にも名を連ねていただいた。

賞の選考は、3月ごろに推薦書による1次選考で候補を10件程度に絞り込み、事務局が現地でヒアリング調査を行う。その調査報告に基づき5月ごろに第2次選考を行い、受賞者を決定する。これまでの受賞者は、演劇や音楽、美術、郷土史、伝統芸能から、文化を核にしたまちづくりや国際文化交流、味覚創出まで、幅広い分野にわたる。いわば、「なんでもあり」なのである。しかし、これも毎回の選考委員会で、「文化とは何ぞや」「賞の役割とは何ぞや」という議論が闘わされた上での受賞決定であることを明記しておきたい。

一文の得にもならんアホなこと

このように異なる分野から受賞者を選ぶ際の選考基準は、「継続性」「発展性」「独自性」「地域への影響力」の4つである。たとえば、全国に3,000団体以上ある伝統芸能や合唱団の中で地域文化賞を受賞しているのは、最も歴史が長く貴重で、あるいは希少な芸能でも、日本一歌の上手な合唱団でもない。長年にわたる活動実績をもちつつ、今後の発展が大いに期待でき、そこだけのユニークな特色があるものに限られる。さらに、自分たちだけが楽しんでいるのではなく、多くの地域住民を巻き込んでいる活動でなければならない。

一方で、地元でいかに評判がよくても、知名度や経済的成功を得るための活動、一過性の流行に乗ったものは排除される。ある年の贈呈式で、選考委員の梅棹氏が受賞者を評した、「皆さん、一文の得にもならんアホなことを一所懸命されているのに、ほんとうに驚きます。でも、それこそが文化なのです」ということばが、最も重要な選考基準といえるかもしれない。

賞の値打ちは受賞者で決まる

これまでの受賞者は、五稜郭を舞台に、延べ1万人の市民がスタッフ・キャストとして参加する北海道函館市の「市民創作 函館野外劇の会」。手づくりの中南米音楽の祭典で、いまや日本におけるフォルクローレの中心地となっている福島県川俣町の「コスキン・エン・ハボン」。農業や漁業の合間に版画を楽しみ、自分たちの作品を展示する美術館も運営している新潟県の「佐渡版画村運動」。廃れかけていた伝統を復活させ、地域住民への普及を図り、大風を町のシンボルにまで育て上げた滋賀県八日市市の「八日市大風保存会」。音楽祭や映画祭の開催などを通じ、文化の香り豊かなまちづくりを実現した大分県の「湯布院 自然と文化のまちづくり」など、これまでに139件、全都道府県にわたる。

これらの受賞者の多くは、その後も一層の活躍を続け、それぞれの分野での中心的存在となっている。そして、そのことが、賞の値打ちを高めていることに気づかされる。

かつての受賞者は、自分自身が受賞するまで、「サントリー地域文化賞」など聞いたこともない人ばかりであった。

しかし近年の受賞者は、自分たちが尊敬し、範としてきた団体が受賞した賞にあこがれ、その賞を受賞することに、名誉と大きな喜びを感じてくださっている。一企業財団の賞に、それだけの値打ちを与えてくれたのは、ひとえに、これまでの受賞者の目を見張るような活躍のおかげであり、そのような受賞者を選び続けてくださった選考委員の高い見識のおかげと思っている。

受賞者ネットワーク

受賞者との本格的なおつきあいは、贈呈式が終わってから始まる。毎年、贈呈式には、これまでの受賞者が遠路より多数ご出席くださっている。皆さん、自費である。そこで当財団では、当日、この方たちに集まっていただいて、贈呈式の前後に簡単な懇親会を催すようになった。離れた地域、異なる分野の受賞者同士が交流し、そこからあらたな活動が生まれることもある。

また、受賞者との共催で、日本の地域文化の発展を考える「ハイパーフォーラム『地域は舞台』」を1992年から10年にわたって開催。1999年には、当財団創立20周年記念事業として、10団体300人の受賞者に、大阪でパフォーマンスをご披露いただいた。受賞者との共同事業には、様々な可能性を感じている。

さらに近年では、地域文化賞受賞者に当財団の研究助成プログラムを紹介し、地域文化や地域社会の問題を学術的に研究し、今後の発展に役立てていただくように呼びかけている。まちづくりやボランティア活動、さらには町村合併問題などに対する学術的関心が高まり、その中でも地域文化がキーワードとして注目されつつある今日、顕彰活動で築いたネットワークを、学術研究助成事業にも活かせるのではないかと期待している。

賞の誕生から25年。人間の年齢でいえば、青年である。時代の流れや、受賞者との歩みの中で、少しずつ変化し、成長してきた「サントリー地域文化賞」が、ほんとうに社会的な貢献を果たしえるのは、これからなのかもしれない。



第25回サントリー地域文化賞受賞者(前列)と
佐治信忠理事長(前列左から3番目)、選考委員(後列)

手作りの事業財団を目指して

財団法人 小山台
常勤理事・事務局長 岸本博道

小山台は、東京都教育委員会所管の法人で、都立小山台高校の生徒の父母が終戦後間もなく購入した学校用地について、都所有にすることが望ましいという都教委の方針に基づいて、1990年に東京都に売却した約62億円を基本財産として事業がスタートした。

当財団の特徴の1つは、母体企業もなく、金も人も外部からの支援はまったく受けず、その収入のほとんどを基本財産の運用収入に依存している特異な存在で、安全・有利な資産運用には細心の注意を払っている。もう1つの特徴は、単なる助成財団ではなく、内外の多くの方の協力を得て、手作りの事業を行う事業財団だといえる。

事業の最大の柱は、国際交流事業である。派遣・受入事業として、英国語学研修、英独との交換留学（派遣・受入）で毎年青少年を30数名程度、高校・中学の先生を中心に毎年10名程度をドイツに派遣している。また、(財)日本教育映像協会が小・中・高校生を対象に行う「留学生が先生」教育プログラム、その他の事業への助成を行っている。次に、学校教育事業として、都立小山台高校への支援のほかに、中学校を対象とした事業、20校程度の高校生への育英資金の給付等を行っている。さらに、社会教育事業の主なものとして、毎年10回以内の公開文化講座を行い、一般都民に公開している。

また、高金利時代の蓄積のおかげで、基本財産には手をつけずに土地を取得して会館を建設でき、これを教育関係の会議、会合、文化講座、研究会、展示会等を主としつつ、近隣住民にも役立つ施設として開放している。

日本経済も厳しい環境が続いているが、株価の上昇、長期金利の上昇等、一部に明るい兆しも見えてきた。これが本格的な景気回復につながり、良い金利上昇に向かうことを期待したい。

理想的な交通社会の実現を目指して

財団法人 国際交通安全学会 (IATSS)
常務理事・事務局長 黒川陸奥男

国際交通安全学会は、交通社会の現状および将来のあり方について自由に討議し、研究する場として、ホンダの創業者本田宗一郎、藤澤武夫両氏およびホンダの出捐により1974年に設立され、本年9月に30周年を迎える。

私たちが抱えている交通社会の課題は、道路・車・人・規則・教育・文化等多岐にわたり、その価値観も多様化している。このようにさまざまな面をもつ交通の課題に対し、個々の学問領域を越え、異なる分野の研究者が、学際性・国際性・実索性および先見性の4つの理念に基づき、交通とその安全に関する研究を通じて理想的な交通社会の実現に寄与することを目的に活動している。

1979年からは、理想的な交通社会の実現に向けて貢献した業績や、優れた著作・論文を対象に、国際交通安全学会賞を設け、毎年4月に贈呈している。国際交通安全学会賞は、

- ①業績部門：過去3年以内に成果が顕著となった業績に対し、賞状、賞牌および副賞50万円を贈呈、
- ②著作部門：過去2年間に初版刊行の優れた著作・出版物に対し、賞状、賞牌および副賞20万円を贈呈、
- ③論文部門：国際交通安全学会誌および英文論文集に掲載の優れた論文に対し、賞状、賞牌および副賞20万円を贈呈、

の3部門である。

これまでの学会賞の内容については、<http://www.iatss.or.jp>を参照願いたい。



第24回国際交通安全学会賞贈呈式

健康で豊かな暮らしの維持・増進に貢献

財団法人 三越厚生事業団
常務理事 高見信雄

三越厚生事業団は1947年、まだ戦災の傷跡が残る新宿に、少ない医療施設で十分な治療を受けることができない人に対して診療すべく、(株)三越の出捐により(財)三越診療所を開設したのがスタートであった。年末の無料育児相談や無料健康診断など、戦後の復興を担う多くの人たちに、小児科や婦人科など最新の機器と施設で医療を提供し、同時に大学医学部や病院および研究機関に対し医学研究助成を行い、後には個人を対象とする事業に発展し、2003年で31回を重ねるに至っている。

当財団の特徴は、これら研究助成活動や健康診断その他広報活動など、すべて「生活習慣病を予防する」というテーマで事業活動を展開していることが挙げられる。いまや生活習慣病の予防は世界的な課題であり、日本でも厚生労働省の「健康日本21計画」や東京都の「21世紀の保健医療のグランドデザイン」等でも、また、医療費の抑制という観点からも大きく取り上げられている。生活習慣病に限定したテーマで募集する「医学研究助成」事業、春と秋に展開するアルタビジョンを活用した新宿と銀座4丁目交差点での1か月にわたる各種健康キャンペーン、「生活習慣病から身を守るには」をテーマとした年間6回の健康セミナー・健康講座、老人ホームや施設の方々への巡回無料検診事業など、さまざまな機会をとおして「国民の長寿で、健康で、豊かな生活の実現」を目指している。



第31回医学研究助成贈呈式

「助成団体要覧2004」と「助成金応募ガイド」を発行

1月末に「助成団体要覧2004—民間助成金ガイド」の最新版を発行します。本書は当センターが、1988年以来、隔年に刊行しているもので、今回が第9版となりました。収録団体数は910団体で、その事業内容や基本統計などが紹介されています。わが国の民間助成活動に関する唯一のディレクトリーであり、統計の原典として助成財団には必携の書です。

また、これとあわせて「助成金応募ガイド」も発行します。

こちらは従来「助成財団募集要覧」として年1回発行していたものを、大幅に改訂しました。「助成団体要覧」の中から助成プログラムを抽出し、研究者向けと、NPO・市民活動向けの2分冊に分け、あらたに書き下ろした「助成金応募の手引き」を加えて、助成金をお探しの多くの方々にお届けするものです。刊行は2月下旬から3月下旬を予定しています。各財団にてもご購入いただき、関係者にお勧めいただければ幸いです。

-- 研修懇談会レポート

新しい試み「三三研修懇談会」の開催

財団業務全般についての向上を目指した「研修懇談会」も月2回というペースが定着してきました。10月は、「これからの研究助成を考える」シリーズの第3弾「研究者からみた民間研究助成」を開催しました。

講師には、アフル海の退縮など国際的な環境問題に長年取り組んできた元京都大学教授石田紀郎氏、水環境に関してわが国を代表する元東京農工大学教授小倉紀雄氏をお招きし、過去2回の公的補助金をめぐる最新の動向とは視点を変え、民間助成金を受けた側からお話をいただきました。

大学研究室から市民環境科学のフィールドに飛び込まれた石田・小倉両先生の“市民と共に歩む市民環境科学”を実践してこられた軌跡は、これからの研究助成のあり方について考える上で非常に参考になったのではないのでしょうか(講演の詳細については、47号に掲載します)。

11月は、「公益法人改革について一助成財団の対応を考える」というテーマで開催しました。公益法人制度改革については、去る6月27日に「基本方針」が閣議決定されましたが、助成財団センターでは、会員各位からのご意見に基づき、この「基本方針」に対する意見を取りまとめ、マスコミ、関係官庁、有識者等に発表しました。

研修懇談会では、公益法人制度改革のこれまでの流れ、セクターの意見についての説明と、英国における100年ぶりの公益法人制度改革の動きの解説があり、その後公益法人協会法制対策委員長を務める友友財団専務理事石川睦夫氏、同じく税制対策委員長を務めるキリン福祉財団常務理事金澤俊弘氏を交えて活発なディスカッションが行われました。

また、11月から従来の研修懇談会に加え、新しい試みとして少人数での「ミニ研修懇談会」を始めました。日常の業務について、改善を図りたい、他財団はどうやっているのだろうか?と思いつつ、なかなか他財団の実状を聞くことができないのが現状ではないかと思います。そこで、分野が異なる財団との情報交換を行いながら、さらに実務のレベルアップを図ろうというのが目的です。

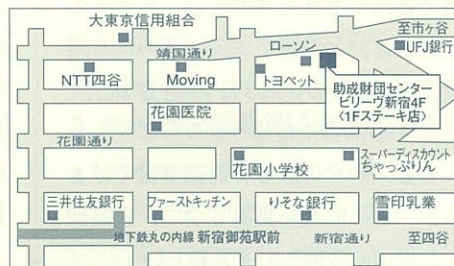
このミニ研修懇談会は全6回を予定しておりますが、すでに、第1回「選考委員会について」、第2回「選考作業について」、第3回「選考終了後の事務手続きについて」を開催しました。

「選考委員会の開催回数は?」「選考委員への謝礼は?」「応募から決定まで、どのような流れで進めているの?」などなど、さまざまな質問や疑問をお互いに交わしながら、少人数で、より密度の濃い研修懇談会を目指しています。(研修懇談会事務局)

編集後記

◇ 昨年9月の研修懇談会で、日本学術振興会の宮嶋和男さんに「学術をめぐる動向と日本学術振興会」のテーマでご講演いただいた。内閣府に総合科学技術会議が設立され、各省庁より一段高い立場から「改革と拡充」をキャッチフレーズに総合的・基本的な科学技術政策の企画立案および総合調整を行っており、その力がきわめて大きいことを知った。また、科学研究費では、大型研究ばかりでなく、「萌芽研究」や「若手研究」といった、従来民間財団が対象にしてきた種目まで用意し、「意欲ある人に、いつでも、どこでも、どういう金額でも出せる体制」ができつつあるという。そうすると、総額が減少傾向にある民間助成財団は、どういった研究費を誰に差し上げたら存在感があるのか、「縮小の中の改革」ということになるので、大変難しい問題である。

◇ 当センター理事の宮川守久さんは、昨年8月に公益法人協会主催の訪英調査団に参加してチャリティ法改革に関係する機関を訪問した。英国の改革は、「非営利セクターの健全な発展が、民主主義社会の繁栄のために必要である」との官民こぞでの合意が形成されていたことが前提にあり、民側が「予想以上の成果」と驚くほどの寄付税制改正が制度改革に先立って行われた。日本の場合は、昨年6月閣議決定の「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」の前段に「21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進する」とうたわれている。その具体化を期待したい。（熊谷康夫）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡して下さい。)

JFC Views No.46 Jan. 2004

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2004年1月20日
発行人 堀内生太郎
編集人 熊谷康夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@ifc.or.jp

JFC VIEWS 創造と共生の社会をめざして